

令和8年度二酸化炭素排出抑制対策事業費等補助金
(地域脱炭素実現に向けた具体施策実装支援事業)

交付規程

令和8年7月10日地循社協第0807102号
一般社団法人 地域循環共生社会連携協会制定

(通則)

第1条 二酸化炭素排出抑制対策事業費等補助金（地域脱炭素実現に向けた具体施策実装支援事業）の交付については、補助金等に係る予算の執行の適正化に関する法律（昭和30年法律第179号。以下「適正化法」という。）、補助金等に係る予算の執行の適正化に関する法律施行令（昭和30年政令第255号。以下「適正化法施行令」という。）、その他の法令、二酸化炭素排出抑制対策事業費等補助金（地域脱炭素実現に向けた具体施策実装支援事業）交付要綱（令和8年1月16日付け環地域調発第2601161号。以下「交付要綱」という。）及び地域脱炭素実現に向けた具体施策実装支援事業実施要領（令和8年1月16日付け環地域調発第2601162号。以下「実施要領」という。）の規定（以下「法令等」という。）によるほか、この規程の定めるところによる。

(交付の目的)

第2条 この規程は、実施要領の規定に基づき、一般社団法人 地域循環共生社会連携協会（以下「協会」という。）が行う間接補助金（以下「補助金」という。）を交付する事業の手續等を定め、もってその業務の適正かつ確実な実施を図り、交付要綱第2条の目的の達成に資することを目的とする。

(交付の対象)

第3条 協会は、前条の目的を達成するため、実施要領第3の（1）に規定する事業（以下「補助事業」という。）に要する経費のうち、補助金の交付の対象として別表第1の第2欄において協会が認める経費（以下「補助対象経費」という。）について、環境大臣（以下「大臣」という。）からの交付の決定額の範囲内において、補助金を交付するものとする。

- 2 前項の補助事業に係る補助金の交付を申請できる者は、別紙1の2に規定する者とする。
- 3 第1項に規定する補助事業を2者以上の事業者が共同で実施する場合には、共同で申請するものとし、その代表者を補助金の交付の対象者とする。なお、代表者は、補助事業を自ら行い、かつ、当該補助事業により財産を取得する場合はその財産を取得する者に限る。また、この場合において、代表者を代表事業者、それ以外の事業者を共同事業者という。代表事業者は、補助事業を実施に係る全ての責を負うものとし、共同事業者が法令等若しくは本規程に違反した場合についても代表事業者がその責を負うものとする。
- 4 他の法令又は予算制度に基づき、国の負担又は補助を得て実施する事業等については、交付の対象としない。
- 5 別紙2の暴力団排除に関する誓約事項に記載されている事項に該当する者が行う事業については、交付の対象としない。
- 6 補助事業の実施に関する要件その他の必要な事項は、別紙1に定めるとおりとする。

(交付額の算定方法)

第4条 この補助金の交付額は、次に掲げる方法により算出するものとする。

- 一 総事業費から寄付金その他の収入額を控除した額を算出する。ただし、平成28年度税制改正により創設された「地方創生応援税制（企業版ふるさと納税）」による寄付については、総事業費から控除せず算出することができる。
 - 二 別表第1の第2欄に掲げる補助対象経費と第3欄に掲げる基準額とを比較して少ない方の額を選定する。
 - 三 一により算出された額と二で選定された額とを比較して少ない方の額に、別表第1の第4欄に掲げる補助率を乗じて得た額を交付額とする。ただし、交付額に1,000円未満の端数が生じた場合には、これを切り捨てるものとする。
- 2 交付額の算出に当たっては、当該補助金に係る消費税及び地方消費税に係る仕入控除税額（補助対象経費に含まれる消費税及び地方消費税相当額のうち、消費税法（昭和63年法律第108号）の規定により仕入れに係る消費税額として控除できる部分の金額及び当該金額に地方税法（昭和25年法律第226号）の規定による地方消費税の税率を乗じて得た金額の合計額に補助率を乗じて得た金額をいう。以下「消費税等仕入控除税額」という。）を減額して算出しなければならない。ただし、算出時において消費税等仕入控除税額が明らかでないものについては、この限りでない。

(交付の申請)

第5条 補助金の交付を受けようとする者（共同で申請する場合は代表事業者を指す。以下「申請者」という。）は、様式第1による交付申請書を協会に提出しなければならない。

(変更交付申請)

第6条 補助金の交付の決定を受けた者（以下「補助事業者」という。）は、補助金の交付決定後の事情の変更により申請の内容を変更して補助金の額の変更申請を行う場合には、速やかに様式第2による変更交付申請書を協会に提出しなければならない。

(交付の決定)

- 第7条 協会は、第5条の規定による交付申請書又は前条の規定による変更交付申請書の提出があった場合には、当該申請書の内容を審査し、補助金を交付すべきもの又は交付の決定の内容を変更すべきものと認めたときは、交付決定又は変更交付決定を行い、様式第3による交付決定通知書又は様式第4による変更交付決定通知書を申請者に送付するものとする。
- 2 第5条の規定による交付申請書又は前条の規定による変更交付申請書が到達してから、当該申請に係る前項による交付の決定を行うまでに通常要すべき標準的な期間は、30日とする。
- 3 協会は、第4条第2項ただし書による交付額の算定により交付の申請がなされたものについては、補助金に係る消費税等仕入控除税額について、補助金の額の確定又は消費税及び地方消費税の申告後において精算減額又は返還を行うこととする旨の条件を付して交付の決定を行うものとする。

(交付の条件)

第8条 補助金の交付の決定には、次の条件が付されるものとする。

- 一 補助事業の一部を第三者に委託し、又は第三者と共同して実施する場合は、実施に関する契約を締結しなければならない。
- 二 補助事業を遂行するため、売買、請負その他の契約をする場合は、一般の競争に付さなければならない。ただし、補助事業の運営上、一般の競争に付することが困難又は不適当である場合は、指名競争に付し、又は随意契約によることができる。
- 三 次に掲げる事項に該当する場合は、あらかじめ様式第5による計画変更承認申請書を協会に提出し、その承認を受けなければならない。なお、補助金の額に変更を伴う場合は、第6条に定める手続によるものとする。
 - ア 別表第2の第1欄に示す補助事業に要する経費の配分を変更しようとするとき。ただし、各配分額のいずれか低い額の15パーセント以内の変更を除く。
 - イ 補助事業の内容を変更しようとするとき。ただし、補助目的及び事業能率に関係がない事業計画の細部の変更である場合を除く。
- 四 補助事業の全部若しくは一部を中止し、又は廃止しようとする場合は、様式第6による中止（廃止）承認申請書を協会に提出して承認を受けなければならない。
- 五 補助事業が予定の期間内に完了しないと見込まれる場合又は補助事業の遂行が困難となった場合には、速やかに様式第7による遅延報告書を協会に提出して、その指示を受けなければならない。
- 六 補助事業の遂行及び収支の状況について、協会の要求があったときは速やかに様式第8による遂行状況報告書を協会に提出しなければならない。
- 七 補助金の額の確定が行われるまでの間において、合併・分割等により補助事業者の名称又は住所の変更が生じたときは、遅滞なく様式第9による名称変更等報告書により協会に報告しなければならない。
- 八 補助事業の経費については、帳簿及び全ての証拠書類を備え、他の経理と明確に区分して経理し、常にその収支の状況を明らかにしておくとともに、これらの帳簿及び証拠書類を補助事業の完了（廃止の承認を受けた場合を含む。）の日の属する年度の終了後5年又は第十四号で定める財産を取得した場合は同号の期間が経過するまでの間のいずれか長い期間、協会の要求があったときは、いつでも閲覧に供せるよう保存しておかなければならない。
- 九 協会は、補助事業の適正かつ円滑な実施を確保するために必要があると認めるときは、補助事業者に対して、補助事業の経理について調査し、若しくは指導し、又は報告を求めることができる。
- 十 補助事業完了後に、消費税及び地方消費税の申告により補助金に係る消費税等仕入控除税額が確定した場合には、様式第10による消費税及び地方消費税に係る仕入控除税額報告書により速やかに協会に報告しなければならない。ただし、当該消費税等仕入控除税額を減額して実績報告を行った場合には、この限りでない。
- 十一 協会は、前号の報告があった場合には、当該消費税等仕入控除税額の全部又は一部の返還を命ずるものとする。当該返還の期限は、その命令のなされた日から20日以内とし、期限内に納付がない場合は、未納に係る金額に対して、その未納に係る日数に応じて年利10.95パーセントの割合で計算した延滞金を徴するものとする。

- 十二 協会は、この補助事業の完了によって補助事業者に相当の収益が生ずると認められる場合には、補助金の交付の目的に反しない場合に限り、補助事業の完了した会計年度の翌年度以降の会計年度において、交付した補助金の全部又は一部に相当する金額を協会に納付させることができる。
- 十三 補助事業者は、補助事業により取得し、又は効用の増加した財産（以下「取得財産等」という。）については、補助事業の完了後においても、善良な管理者の注意をもって管理し、補助金の交付の目的に従って、その効率的運用を図らなければならない。
- 十四 補助事業者は、取得財産等のうち、不動産、船舶、航空機、浮標、浮さん橋及び浮ドック並びにこれらの従物、並びに補助事業により取得し又は効用の増加した価格が単価50万円以上の機械及び器具、並びにその他大臣が定める財産については、様式第11による取得財産等管理台帳を備え、当該取得財産に地域脱炭素実現に向けた具体施策実装支援事業で取得した財産である旨を明示するとともに、減価償却資産の耐用年数等に関する省令（昭和40年大蔵省令第15号）を勘案して、大臣が別に定める期間を経過するまで、協会の承認を受けないで、補助金の交付の目的に反して使用し、譲渡し、交換し、貸し付け、担保に供し、又は取壊し（廃棄を含む。）を行ってはならない。なお、財産処分に係る承認申請、承認条件その他必要な事務手続については、「環境省所管の補助金等で取得した財産の処分承認基準について」（平成20年5月15日付環境会発第080515002号大臣官房会計課長通知。以下「財産処分承認基準」という。）に準じて行うものとする。また、財産処分承認基準第4に定める財産処分納付金について、協会が定める期限内に納付がない場合は、未納に係る金額に対して、その未納に係る日数に応じて民法（明治29年法律第89号）第404条各項の規定により、法務省令で定める利率により計算した延滞金を徴するものとする。
- 十五 補助事業者は、前号で定める期間を経過するまでの間、補助事業により取得した温室効果ガス排出削減効果についてカーボン・クレジットとして登録を行ってはならない。
- 十六 補助事業者は、補助金の交付の目的に従って、補助事業の完了後においても、二酸化炭素削減効果に関する目標を達成するものとする。ただし、やむを得ず達成できない場合には協会が別に定める事業報告書にその理由を付記して報告しなければならない。
- 十七 補助事業者は、補助事業の完了後、環境省が実施する二酸化炭素削減効果に関する効果検証等において、取得財産等の稼働状況、管理状況及び二酸化炭素削減効果その他補助事業の成果を検証するために必要な情報について、環境省（環境省から委託を受けた民間事業者を含む。）から指示があった場合には、必要な情報を提供しなければならない。
- 2 補助事業者は、第7条第1項の規定に基づく交付決定によって生じる権利の全部又は一部を協会の承諾を得ずに、第三者に譲渡し、又は承継させてはならない。ただし、信用保証協会、資産の流動化に関する法律（平成10年法律第105号）第2条第3項に規定する特定目的会社又は中小企業信用保険法施行令（昭和25年政令第350号）第1条の3に規定する金融機関に対して債権を譲渡する場合にあっては、この限りでない。
- 3 協会が第12条第1項の規定に基づく確定を行った後、補助事業者が前項ただし書に基づいて債権の譲渡を行い、補助事業者が協会に対し、民法（明治29年法律第89号）第467条又は動産及び債権の譲渡の対抗要件に関する民法の特例等に関する法律（平成10年法律第104号。以下「債権譲渡特例法」という。）第4条第2項に規定する通知又は承諾の依頼を行う場合には、協会は次に掲げ

る事項を主張する権利を保留し又は次に掲げる異議を留めるものとする。また、補助事業者から債権を譲り受けた者が協会に対し、債権譲渡特例法第4条第2項に規定する通知若しくは民法第467条又は債権譲渡特例法第4条第2項に規定する承諾の依頼を行う場合についても同様とする。

- 一 協会は、補助事業者に対して有する請求債権については、譲渡対象債権金額と相殺し、又は、譲渡債権金額を軽減する権利を保留する。
- 二 債権を譲り受けた者は、譲渡対象債権を前項ただし書に掲げる者以外への譲渡又はこれへの質権の設定その他債権の帰属並びに行使を害すべきことを行わないこと。
- 三 協会は、補助事業者による債権譲渡後も、補助事業者との協議のみにより、補助金の額その他の交付決定の変更を行うことがあり、この場合、債権を譲り受けた者は異議を申し立てず、当該交付決定の内容の変更により、譲渡対象債権の内容に影響が及ぶ場合の対応については、専ら補助事業者と債権を譲り受けた者の間の協議により決定されなければならないこと。
- 4 第2項ただし書に基づいて補助事業者が第三者に債権の譲渡を行った場合においては、協会が行う弁済の効力は、協会が支出の決定を行ったときに生ずるものとする。

(申請の取下げ)

第9条 申請者は、第7条第1項の交付の決定の通知を受けた場合において、交付の決定の内容又はこれに付された条件に対して不服があり、申請を取り下げようとするときは、当該通知を受けた日から起算して15日以内に書面をもって協会に交付申請の取下げを申し出なければならない。

(補助事業の遂行の命令等)

- 第10条 協会は、第8条第1項第六号の規定による報告書及び第2項の規定による報告書並びに職員の立入検査等の結果に基づき、補助事業が法令等、本規程、交付の決定の内容又はこれに付した条件に従って遂行されていないと認められるときは、補助事業者に対し、これらに従って補助事業を遂行すべきことを指導することができる。
- 2 大臣又は協会は、補助金交付及び補助事業の適正を期するため必要があるときは、補助事業者に対して報告を求め、又はその職員に補助事業者の事業場に立ち入り、帳簿書類その他の物件を検査させ、若しくは関係者に質問させることができるものとする。

(実績報告書)

- 第11条 補助事業者は、補助事業が完了（廃止の承認を受けた場合を含む。）したときは、その日から起算して30日を経過した日又は補助事業の完了した日の属する年度の3月10日のいずれか早い日までに様式第12による完了実績報告書を協会に提出しなければならない。なお、第8条第1項第十四号に定める様式第11による取得財産等管理台帳がある場合、当該台帳を併せて提出しなければならない。
- 2 補助事業の実施期間内において、国の会計年度（毎年4月1日から翌年の3月31日までの期間）が終了したときは、翌年度4月10日までに様式第13による年度終了実績報告書を協会に提出しなければならない。
 - 3 補助事業者は、第1項又は第2項の実績報告を行うに当たって、第4条第2項ただし書の規定により交付額を算出した場合において、補助金に係る消費税等仕入控除税額が明らかな場合には、当該消費税等仕入控除税額を減額して報告しなければならない。

(補助金の額の確定等)

第12条 協会は、前条第1項の報告を受けた場合には、報告書等の書類の審査及び必要に応じて現地調査等を行い、その報告に係る補助事業の実施結果が補助金の交付の決定の内容（第8条第1項第三号に基づく承認をした場合は、その承認された内容を含む。）及びこれに付した条件に適合すると認めたときは、交付すべき補助金の額を確定して、様式第14による交付額確定通知書により補助事業者へ通知するものとする。

2 協会は、補助事業者へ交付すべき補助金の額を確定した場合において、既にその額を超える補助金が交付されているときは、その超える部分の補助金の返還を命ずるものとする。

3 前項の補助金の返還期限は、その命令のなされた日から20日以内（ただし、補助事業者が別紙1の2（4）の地方公共団体であって補助金の返還のための予算措置につき議会の承認を必要とする場合で、かつ20日以内の期限により難しい場合には、額の確定通知の日から90日以内で協会の定める日以内とすることができる。）とし、期限内に納付がない場合には、未納に係る金額に対して、その未納に係る日数に応じて年利10.95パーセントの割合で計算した延滞金を徴するものとする。

(補助金の支払)

第13条 補助金は、前条第1項の規定により交付すべき補助金の額を確定した後に支払うものとする。ただし、協会が必要と認める場合においては、概算払をすることができる。

2 補助事業者は、前項の規定により補助金の支払を受けようとするときは、様式第15による精算（概算）払請求書を協会に提出しなければならない。

(交付決定の取消し等)

第14条 協会は、第8条第1項第四号による補助事業の全部若しくは一部の廃止の申請があった場合又は次の各号のいずれかに該当する場合には、第7条第1項の交付の決定の全部又は一部を取消することができる。ただし、第四号の場合において、補助事業のうちすでに経過した期間に係る部分については、この限りではない。

一 補助事業者が、法令等若しくは本規程に基づく協会の指示等に従わない場合

二 補助事業者が、補助金を補助事業以外の用途に使用した場合

三 補助事業者が、補助事業に関して不正、怠慢、その他不適当な行為をした場合

四 天災地変その他補助金の交付の決定後に生じた事情の変更により、補助事業の全部又は一部を継続する必要がなくなった場合その他の理由により補助事業を遂行することができない場合（補助事業者の責に帰すべき事情による場合を除く。）

五 補助事業者が、別添暴力団排除に関する誓約事項に違反した場合

2 協会は、前項の取消しを行った場合は、既に当該解除に係る部分に関し補助金が交付されているときは、期限を付して当該補助金の返還を命ずるものとする。

3 協会は、前項の補助金の全部又は一部の返還を命じる場合は、第1項第四号に規定する場合を除き、その命令に係る補助金を補助事業者が受領した日から返還の日までの日数に応じて、返還の額（その一部を返還した場合におけるその後の期間については、既返還額を控除した額）に年利10.95%の割合で計算した加算金の納付を併せて命じることができる。

4 第2項に基づく補助金の返還については、第12条第3項の規定（ただし書を除く。）を準用する。

(翌年度における補助事業の開始)

第15条 補助事業者は、複数年度計画の補助事業のうち翌年度における補助事業について、翌年度の交付決定の日の前日までの間において当該補助事業を開始する必要がある場合は、様式第15による翌年度補助事業開始承認申請書を協会に提出して承認を受けなければならない。

(事業報告書の提出)

第16条 補助事業者は、補助事業の完了の日の属する年度の翌年度から3年間、年度毎に当該補助事業による過去1年間の二酸化炭素削減効果等に係る事業報告書を当該年度の翌年度の4月30日までに大臣又は大臣の指定する者に提出しなければならない。また、補助事業が3月30日以前に完了した場合は、補助事業の完了の日から当該年度の3月31日までの二酸化炭素削減効果等に係る事業報告書を翌々年度の4月30日までに大臣又は大臣の指定する者に提出しなければならない。

2 補助事業者は、前項の報告をした場合、その証拠となる書類を当該報告に係る年度の終了後3年間保存しなければならない。

(交付申請等の方法等)

第17条 申請者又は補助事業者は、第5条の規定に基づく交付の申請、第6条の規定に基づく変更交付の申請、第9条の規定に基づく申請の取下げ、第8条第1項第三号の規定に基づく計画変更の申請、同項第四号の規定に基づく中止又は廃止の申請、同項第五号の規定に基づく事業遅延の報告、同項第六号の規定に基づく状況報告、同項第七号の規定に基づく名称変更等の報告、同項第十号の規定に基づく消費税等仕入控除税額の確定に伴う報告、同項第十四号の規定に基づく財産の処分の承認申請、第11条第1項若しくは第2項の規定に基づく実績報告及び取得財産等管理台帳、又は第13条第2項の規定に基づく支払請求（以下「交付申請等」という。）については、電磁的方法（適正化法第26条の3の規定に準じて協会が定めるものをいう。以下、同じ。）により行うことができる。

2 協会は、前項の規定により行われた交付申請等に係る通知、承認、指示又は命令について、当該通知等を電磁的方法により行うことができる。

3 協会、申請者及び補助事業者は、原則として、前2項に定めるとおり電磁的方法により交付申請等を行うこととするが、電磁的方法によることが行えないとき又は電磁的記録（適正化法第26条の2の規定に準じて協会が定めるものをいう。以下、同じ。）を提出できないときは、交付規程に定める様式による書面の提出又は協会が定める方法で手続きを行うことができる。

4 申請者又は補助事業者は、第1項の規定により交付申請等を行う際に、氏名欄に旧氏を記載することを希望する場合は、旧氏を記載する若しくは現行の氏名に加えて括弧書きで併記することができる。

5 協会は、第2項の規定による通知、承認、指示又は命令を行う際に、氏名欄に旧氏を記載することを希望する場合は、旧氏を記載する若しくは現行の氏名に加えて括弧書きで併記することができる。

(秘密の保持)

第18条 協会は、申請者及び補助事業者がこの規程に従って協会に提出する各種申請書類及び経理等の証拠書類等については、補助金の交付のための審査及び補助金の額の確定のための検査等、補助事業の遂行に関する一切の処理等を行う範囲でのみ使用するとともに、善良な管理者の注意をもって適切に管理するものとする。

(暴力団排除に関する誓約)

第19条 申請者は、別紙2の暴力団排除に関する誓約事項について補助金の交付申請前に確認しなければならず、交付申請書の提出をもってこれに同意したものとする。

(その他)

第20条 この規程に定めるもののほか、補助金の交付に関するその他必要な事項は、協会が別に定める。

附 則

1 この規程は、令和8年7月10日から施行する。

別表第 1

1. 補助事業	2. 補助対象経費	3. 基準額	4. 補助率
公共施設等への太陽光発電設備等の導入 計画策定支援事業 (第 1 号事業)	事業を行うために必要な人件費及び業務費（賃金、報酬・給料・職員手当（地方公共団体において会計年度任用職員に限る）、社会保険料、諸謝金、光熱水料、会議費、旅費、印刷製本費、通信運搬費、手数料、委託料、使用料及び賃借料及び消耗品費）並びにその他必要な経費で協会が承認した経費（補助対象経費の内容については、別表第 2 に定めるものとする。）	協会が必要と認めた額	2 分の 1 (補助上限額 ア 調査対象施設数が 20 以下： 1, 000 万円 イ 調査対象施設数が 21 以上： 1, 500 万円)
陸上風力発電に係る促進区域等の設定に向けたゾーニング※等に対する支援事業 (第 2 号事業)	事業を行うために必要な人件費及び業務費（賃金、報酬・給料・職員手当（地方公共団体において会計年度任用職員に限る）、社会保険料、諸謝金、光熱水料、会議費、旅費、印刷製本費、通信運搬費、手数料、委託料、使用料及び賃借料及び消耗品費）並びにその他必要な経費で協会が承認した経費（補助対象経費の内容については、別表第 2 に定めるものとする。）	協会が必要と認めた額	4 分の 3 (補助上限額 2, 500 万円)

※ 最新の「地方公共団体実行計画（区域施策編）策定・実施マニュアル（地域脱炭素化促進事業編）」の地域脱炭素化促進事業の対象となる区域（促進区域）（第 21 条第 5 項第 2 号）の定め方を参考に、以下の事項を記載したゾーニング報告書を取りまとめる事業

- ・ゾーニングマップ（騒音、景観等の地域特性に応じて選定した情報に係るレイヤーを重ね合わせ、各レイヤーにおける調整エリア等の課題等が整理され、適正な環境配慮を促すことができるもの）
- ・ゾーニングマップの根拠となるレイヤー情報等

別表第2

1 区分	2 費目	3 細分	4 内 容												
業務費	業務費		事業を行うために直接必要な機器、設備又はシステム等に係る調査、設計、製作、試験及び検証に要する経費をいう。また、補助事業者が直接、調査、設計、製作、試験及び検証を行う場合においてこれに要する材料費、人件費、水道光熱費、消耗品費、通信交通費その他に要する費用をいい、請負又は委託により調査、設計、製作、試験及び検証を行う場合においては請負費又は委託料の費用をいう。												
事務費	事務費		事業を行うために直接必要な事務に要する社会保険料、賃金、報酬・給料・職員手当（地方公共団体において会計年度任用職員へ支給されるものに限る。）、諸謝金、旅費、需用費、役務費、委託料、使用料及び賃借料、消耗品費及び備品購入費をいい、内容については別表第3に定めるものとする。 事務費は、工事費、設備費及び業務費の金額に対して、次の表の区分毎に定められた率を乗じて得られた額の範囲内とする。 <table><tr><th>号</th><th>区 分</th><th>率</th></tr><tr><td>1</td><td>5, 0 0 0万円以下の金額に対して</td><td>6. 5 %</td></tr><tr><td>2</td><td>5, 0 0 0万円を超え1 億円以下の金額に対して</td><td>5. 5 %</td></tr><tr><td>3</td><td>1 億円を超える金額に対して</td><td>4. 5 %</td></tr></table>	号	区 分	率	1	5, 0 0 0万円以下の金額に対して	6. 5 %	2	5, 0 0 0万円を超え1 億円以下の金額に対して	5. 5 %	3	1 億円を超える金額に対して	4. 5 %
号	区 分	率													
1	5, 0 0 0万円以下の金額に対して	6. 5 %													
2	5, 0 0 0万円を超え1 億円以下の金額に対して	5. 5 %													
3	1 億円を超える金額に対して	4. 5 %													

別表第3

1 区分	2 費目	3 細目	4 細 分	5 内 容
事務費	事務費	社会保険料		この費目から支弁される事務手続のために必要な労務者に対する社会保険料と事業主負担保険料をいい、使途目的、人数、単価及び金額がわかる資料を添付すること。
		賃金 報酬・給料・職員手当		この費目から支弁される事務手続のために必要な労務者（地方公共団体においては会計年度任用職員に限る。）に対する給与をいい、雇用目的、内容、人数、単価、日数及び金額がわかる資料を添付すること。
		諸謝金		この費目から支弁される事務手続のために必要な謝金をいい、目的、人数、単価、回数がかかる資料を添付すること。
		旅費		この費目から支弁される事務手続のために必要な交通移動に係る経費をいい、目的、人数、単価、回数及び金額がわかる資料を添付すること。
		需用費	印刷製本費	この費目から支弁される事務手続のために必要な設計用紙等印刷、写真焼付及び図面焼増等に係る経費をいう。
		役務費	通信運搬費	この費目から支弁される事務手続のために必要な郵便料等通信費をいう。
		委託料		この費目から支弁される事務手続のために必要な業務の一部を外注する場合に発生する特殊な技能又は資格を必要とする業務に要する経費をいう。
		使用料及び賃借料		この費目から支弁される事務手続のために必要な会議に係る会場使用料（借料）をいい、目的、回数及び金額がわかる資料を添付すること。
		消耗品費		この費目から支弁される事務手続のために必

		備品購入費		要な事務用品類、参考図書、現場用作業衣等雑具類の購入のために必要な経費をいい、使途目的、品目、単価、数量及び金額がわかる資料を添付すること。
--	--	-------	--	--

別紙1（第3条関係）

補助事業の実施に関する要件その他の必要な事項について

第1号事業. 公共施設等への太陽光発電設備等の導入計画策定支援事業

1 対象事業の要件

- ア 公共施設等に太陽光発電設備等を着実に導入するための調査・計画策定事業であること（※1、※2、※3）
- イ 代表申請者は、共同申請者となる地方公共団体に対して、太陽光発電設備等の導入に向けた調査の計画や内容、本補助事業に申請することについてあらかじめ説明していること。
- ウ 代表申請者は、アの事業において次に掲げるものについて必ず実施すること（※4）
 - I 調査対象施設の構造や系統接続状況等を考慮した調査・検討（必要に応じて現地調査を行う。）
 - II 調査対象施設のそれぞれにおける採算性評価
 - III IIの結果を踏まえた事業性が確保できる導入手法の検討（一括調達等を含む。）
 - IV II・IIIを踏まえた太陽光発電設備等の導入に向けた実効的な導入計画の作成
- エ 共同申請者となる地方公共団体は、本補助事業の調査結果を踏まえて検討した太陽光発電設備等の導入予定とその進捗状況について継続的に報告・公表すること（※5、※6）

※1 補助事業の完了日が属する年度の終了後、3年程度の期間の間に、本補助事業の成果に基づく太陽光発電設備等の導入に向けた動きが確認できない場合、環境省から、代表申請者又は共同申請者に対し状況確認を行う。

※2 環境省による状況確認の結果、代表申請者の瑕疵あるいは悪質な行為によって共同申請者となる地方公共団体において太陽光発電設備等の導入事業の進捗を確認できない場合、又は合理的な理由なく、補助事業の成果に基づく太陽光発電設備等の導入に向けた検討や取組が確認できない場合には、代表申請者に補助金の返還をさせる場合がある。

※3 代表申請者は、本補助事業の成果物を、共同申請者の要請に応じて提供すること。

※4 対象事業の要件アの主旨を踏まえ、あらかじめ以下の項目を満たす調査対象施設を共同申請者とともに選定し、その一覧を応募申請時に提出すること。

- ・残存耐用年数が20年以上であること
- ・建物等に設置する場合にあっては、耐震性を十分に有すること
- ・建物等に設置する場合にあっては、積載荷重を確認できる書類等があること
- ・建物またはその周囲に十分な空きスペースがあること
- ・申請時点において、施設の休廃止・統廃合等の動向及び建物の改修状況・改修見込みを踏まえ、太陽光発電設備を一定期間設置することが困難となる見込みがないこと、又は当該困難事由があっても対応できる見込みがあること
- ・建物所管部署による太陽光発電設備等の導入に向けた検討への合意があること

※5 本補助事業完了後の進捗状況については、年度事業報告書において詳細に報告する

こと。なお、年度事業報告書の提出にあたっては共同申請者と連携の上、共同申請者による本補助事業の調査結果を踏まえた取組の進捗についても報告すること。

※6 本補助事業は、脱炭素先行地域といった先進的取組に至っていない地方公共団体を重点的に支援する事業であることから、共同申請者である地方公共団体が、これまでに脱炭素先行地域づくり事業に選定、又は、重点対策加速化事業に採択された地方公共団体が含まれていない申請を優先的に交付対象とする。

2 補助金の交付を申請できる者

(1) 次の条件を全て満たす事業者

- ・日本国内の法人又は日本国民であること
- ・本補助事業を的確に遂行する組織、人員等を有していること
- ・本補助事業を円滑に遂行するために必要な経営基盤を有し、かつ、資金等について十分な管理能力を有していること
- ・本補助事業終了後においても太陽光発電設備の導入等に関連する事業を継続的に実施する見込みがあること
- ・環境省からの補助金交付等停止措置又は指名停止措置が講じられている者ではないこと
- ・公的資金の交付先として社会通念上適切と認められない者ではないこと
- ・地方公共団体との共同申請であること

(2) その他環境大臣の承認を経て協会が認める者

3 補助事業の実施期間

補助事業の実施期間は原則として単年度とし、交付決定日から令和9年2月28日までとする。

4 複数年度事業の廃止

複数年で事業を完成させることを前提として採択された事業について、翌年度以降に事業を廃止する場合には、交付した補助金の一部又は全部に相当する額を納付させる場合がある。

5 複数回申請の取り扱い

下記事業（※1、2）での交付を受けている地方公共団体を共同申請者とする場合、当該事業にて調査対象とならなかった施設において太陽光発電設備等の導入を検討する場合のみ、再度の申請を可とする。ただし、採択にあたっては、下記事業による補助を受けていない地方公共団体（辞退した団体を含む。）を優先することとする。

※1 令和3年度補正予算、令和4年度当初予算、令和4年度（第2次）補正予算及び令和5年度当初予算「地域脱炭素実現に向けた再エネの最大限導入のための計画づくり支援事業 第1号事業の3」、令和5年度補正予算、令和6年度当初予算、令和6年度補正予算及び令和7年度当初予算「地域脱炭素実現に向けた再エネの最大限導入のための計画づくり支援事業 第2号事業」、令和7年度補正予算「地域脱炭素実現に向けた具体施策実装支援事業 第1号事業」

※2 令和3年度当初予算、令和3年度補正予算、令和4年度当初予算、令和4年度（第2

次) 補正予算、令和5年度当初予算、令和5年度補正予算及び令和6年度当初予算「地域レジリエンス・脱炭素化自立分散型エネルギー設備等導入事業化調査・計画策定事業（2号事業）」

第2号事業. 陸上風力発電に係る促進区域等の設定に向けたゾーニング等に対する支援事業

1 対象事業の要件

ア 地域と共生する陸上風力発電の導入拡大を図る目的で、以下の「ゾーニング等の取組を行う事業」であり、本補助事業の成果物であるゾーニングマップ等が、地域における陸上風力発電に係る促進区域設定の際の合意形成や発電設備の導入に当たって考慮すべき地域の環境への配慮事項の設定等に活用されるものであること

「ゾーニング等の取組を行う事業」とは、最新の「地方公共団体実行計画（区域施策編）策定・実施マニュアル（地域脱炭素化促進事業編）」の地域脱炭素化促進事業の対象となる区域（促進区域）（第21条第5項第2号）の定め方を参考に、以下の事項を記載したゾーニング報告書を取りまとめる事業をいう。

- ・ゾーニングマップ（騒音、景観等の地域特性に応じて選定した情報に係るレイヤーを重ね合わせ、各レイヤーにおける調整エリア等の課題等が整理され、適正な環境配慮を促すことができるもの※1）
- ・ゾーニングマップの根拠となるレイヤー情報等

イ アの取組の結果として取りまとめられたゾーニング報告書を補助事業の完了日が属する年度の終了後3ヶ月以内に公表すること

ウ アの取組の結果を地方公共団体実行計画（区域施策編）における「地域脱炭素化促進事業の促進に関する事項等※2」に適切に反映すること※3

エ アの取組を行う上で必要な調査・検討内容が、次に掲げる事業のいずれかに該当すること

- I 地域の自然的・経済的・社会的条件を踏まえた既存情報の収集を行う事業
- II Iに追加的な環境調査等を実施する事業
- III I及びIIに係る有識者や利害関係者、地域住民等からの意見聴取を行う事業
- IV IからIIIを踏まえたゾーニングマップを作成する事業

※1 原則として、レイヤーの選定は最新の「地方公共団体実行計画（区域施策編）策定・実施マニュアル（地域脱炭素化促進事業編）」の地域脱炭素化促進事業の対象となる区域（促進区域）（第21条第5項第2号）の定め方を参考にすることとする。地域特性等の事情から本マニュアルに記載のない事項を新たに追加し、ゾーニングマップを作成・検討する場合には、当該事項が必要な理由について、合理的な説明を求めることがある。

※2 地球温暖化対策推進法第21条第5項各号に規定する地域脱炭素化促進事業の促進に関する事項を全て定めたもの、又は同法第21条第7項に規定する都道府県が定める基準のことをいう。

※3 本補助事業の完了日が属する年度の終了後、2年を経過しても取組の結果を適

切に反映した地方公共団体実行計画（区域施策編）が策定等（「温対法第21条第5項各号」の設定又は改定（都道府県が単独で事業を行う場合にあっては「都道府県基準」を策定又は改定）のことをいう。）されない場合、環境省から改善のための指導を行うとともに、合理的な理由がないにもかかわらず指導に従わずに地方公共団体実行計画（区域施策編）を策定等しない場合については補助金を返還させることがある。

2 本補助金の交付を申請できる者

- ・地方公共団体（都道府県、市町村、特別区。以下第2事業において同じ。）

複数の地方公共団体が共同で申請する場合、本補助金の申請等を行う地方公共団体が本補助金の交付対象となる代表者（以下「代表申請者」という。）となり、他は共同申請者とする。

なお、本補助事業は、地球温暖化対策推進法第21条第5項各号に定める地域脱炭素化促進事業の促進に関する事項の設定等を目的とした取組を支援する事業であることから、都道府県が代表申請者となり、複数の市町村又は特別区と共同申請するなど、複数の地方公共団体における地域脱炭素化促進事業の促進に関する事項の設定が図られる場合は、単独の地方公共団体による申請よりも優先して交付対象とする。

また、本補助事業は、脱炭素先行地域といった先進的取組に至っていない地方公共団体を重点的に支援する事業であることから、地域脱炭素移行・再エネ推進交付金（脱炭素先行地域づくり事業及び重点対策加速化事業）に採択された市町村又は特別区が含まれていない申請を優先的に交付対象とする。

3 本補助事業の実施期間

本補助事業の実施期間は、原則として単年度とし、交付決定日から令和9年2月28日までとする。

なお、本補助事業の完了日とは、委託業者等から成果物の引き渡しを受け、支払が完了した日をいう。

また、複数年で事業を完成させることを前提として採択された補助事業について、採択の翌年度以降の事業を実施しないこととする場合には、交付した補助金の一部又は全部に相当する額を納付させる場合がある。

4 複数回申請の取り扱い

下記の注釈（※）に記載のある事業（以下、「下記事業」という。）で過去に交付を受けている地方公共団体であっても、過去に交付を受けた事業が陸上風力発電を対象としていない場合には申請可能とする。また、過去に下記事業にて、単独又は共同で過去に交付を受けた都道府県が代表申請者となり、複数市町村等（いずれも過去に陸上風力発電を対象とした同事業での交付を受けていない者に限る。）と共同申請する場合はこれを可能とする。ただし、初回申請の自治体を優先的に採択する。

 代表申請者 県A ※過去に本補助事業で陸上風力発電の交付を受けている 市B ※過去に本補助事業で陸上風力 発電の交付を受けている 町C ※未採択	 代表申請者 県A ※過去に本補助事業で陸上風力発電の交付を受けている 市B ※未採択 町C ※未採択
 代表申請者 県A ※過去に本補助事業で陸上風力発電の交付を受けている 市B ※過去に本補助事業で陸上風力 発電の交付を受けている 町C ※未採択	 代表申請者 県A ※未採択 市B ※未採択 町C ※未採択

都道府県が代表申請者となる場合の共同申請の可否

※ 令和2年度補正予算及び令和3年度当初予算「再エネの最大限の導入の計画づくり及び地域人材の育成を通じた持続可能でレジリエントな地域社会実現支援事業 第1号事業の2」、令和3年度補正予算、令和4年度当初予算、令和4年度（第2次補正予算）及び令和5年度当初予算「地域脱炭素実現に向けた再エネの最大限導入のための計画づくり支援事業 第1号事業の2」、令和5年度補正予算及び令和6年度当初予算、令和6年度補正予算及び令和7年度当初予算「地域脱炭素実現に向けた再エネの最大限導入のための計画づくり支援事業 第4号事業」、令和7年度補正予算「地域脱炭素実現に向けた具体施策実装支援事業 第2号事業」

5 事業に係る情報提供及び環境省への協力等

本補助事業に関し、環境省が主管する各種セミナーや関連する説明会・勉強会等に積極的に参加すること。

また、本補助事業の実施中及び完了後、環境省（以下第2号事業において、環境省から委託を受けた民間事業者を含む。）から、本補助事業の実施状況及び本補助事業完了後の取組状況等を確認するために必要な情報の提供について要請があった場合には、当該要請に協力すること。

地域共生型再エネ事業創出のための理解醸成の取組の実践について、環境省から求めがあった場合は可能な限り協力すること。

別紙2（第3条及び第18条関係）

暴力団排除に関する誓約事項

当社（個人である場合は私、団体である場合は当団体）は、補助金の交付の申請をするに当たって、また、補助事業の実施期間内及び完了後においては、下記のいずれにも該当しないことを誓約します。この誓約が虚偽であり、又はこの誓約に反したことにより、当方が不利益を被ることとなっても、異議は一切申し立てません。

記

- （1）法人等（個人、法人又は団体をいう。）の役員等（個人である場合はその者、法人である場合は役員又は支店若しくは営業所（常時契約を締結する事務所をいう。）の代表者、団体である場合は代表者、理事等、その他経営に実質的に関与している者をいう。）が、暴力団（暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条第2号に規定する暴力団をいう。以下同じ。）又は暴力団員（同法第2条第6号に規定する暴力団員をいう。以下同じ。）であるとき。
- （2）役員等が、自己、自社若しくは第三者の不正の利益を図る目的又は第三者に損害を加える目的をもって、暴力団又は暴力団員を利用するなどしているとき。
- （3）役員等が、暴力団又は暴力団員に対して、資金等を供給し、又は便宜を供与するなど直接的あるいは積極的に暴力団の維持、運営に協力し、若しくは関与しているとき。
- （4）役員等が、暴力団又は暴力団員であることを知りながらこれと社会的に非難されるべき関係を有しているとき。

交付規程様式等

様式第1 交付申請書（第5条関係）

別紙1 実施計画書

別紙2 経費内訳

様式第2 変更交付申請書（第6条関係）

様式第3 交付決定通知書（第7条関係）

様式第4 変更交付決定通知書（第7条関係）

様式第5 計画変更承認申請書（第8条関係）

様式第6 中止（廃止）承認申請書（第8条関係）

様式第7 遅延報告書（第8条関係）

様式第8 遂行状況報告書（第8条関係）

様式第9 名称変更等報告書（第8条関係）

様式第10 消費税及び地方消費税に係る仕入控除税額報告書（第8条関係）

様式第11 取得財産等管理台帳（第8条関係）

様式第12 完了実績報告書（第11条関係）

別紙1 実施報告書

別紙2 経費所要額精算調書

様式第13 年度終了実績報告書（第11条関係）

様式第14 交付額確定通知書（第12条関係）

様式第15 精算（概算）払請求書（第13条関係）

様式第16 事業報告書（第15条関係）

様式第1（第5条関係）

番 号
年 月 日

一般社団法人 地域循環共生社会連携協会
代 表 理 事 殿

申請者 住 所
氏名又は名称
代表者の職・氏名

令和8年度二酸化炭素排出抑制対策事業費等補助金
(地域脱炭素実現に向けた具体施策実装支援事業)
交付申請書

令和8年度二酸化炭素排出抑制対策事業費等補助金(地域脱炭素実現に向けた具体施策実装支援事業)交付規程(以下「交付規程」という。)第5条の規定により上記補助金の交付について下記のとおり申請します。

なお、交付決定を受けて補助事業を実施する際には、補助金等に係る予算の執行の適正化に関する法律(昭和30年法律第179号)、補助金等に係る予算の執行の適正化に関する法律施行令(昭和30年政令第255号)及び交付規程の定めるところに従います。

記

1 補助事業の目的及び内容

別紙1 実施計画書のとおり

2 補助金交付申請額

円

(うち消費税及び地方消費税相当額

円)

3 補助事業に要する経費

別紙2 経費内訳のとおり

4 補助事業の開始及び完了予定年月日

交付決定の日 ～ 年 月 日

5 本件責任者及び担当者の氏名、連絡先等

- (1) 責任者の所属部署・職名・氏名
- (2) 担当者の所属部署・職名・氏名
- (3) 連絡先（電話番号・Eメールアドレス）

6 その他参考資料

注1 規程第3条第3項の規定に基づき共同で申請する場合は、代表事業者が申請すること。

- 2 「6 その他参考資料」として、申請者が地方公共団体以外の者である場合は、申請者の組織概要、経理状況説明書（直近の2決算期に関する貸借対照表及び損益計算書（申請時に、法人の設立から1会計年度を経過していない場合には、申請年度の事業計画及び収支予算、法人の設立から1会計年度を経過し、かつ、2会計年度を経過していない場合には、直近の1決算期に関する貸借対照表及び損益計算書））及び定款（申請者が個人企業の場合は、住民票の写し（いずれも発行後3ヶ月以内のもの））を添付すること（申請者が、法律に基づき設立の認可等を行う行政機関から、その認可等を受け、又は当該行政機関の合議制の機関における設立の認可等が適当である旨の文書を受領している者である場合は、設立の認可等を受け、又は設立の認可等が適当であるとされた法人の事業計画及び収支予算の案並びに定款の案を添付すること。ただし、これらの案が作成されていない場合には、添付を要しない。）。また、地方公共団体が申請する場合は、申請年度の予算書を添付すること。
- 3 別紙1又は別紙2において事業ごとに求めている設備等のシステム図・配置図・仕様書、補助事業に関する見積書・各種計算書、法律に基づく登録に係る通知の写し等を添付すること。

※交付申請前にすでに提出されている書類については添付を省略して差し支えない。

別紙1（「第1号事業」用）

地域脱炭素実現に向けた具体施策実装支援事業実施計画書
(第1号事業)

事業名					
事業実施の団体名					
事業実施者 (代表申請者)	事業実施の代表者				
	氏名	事業者名・役職名			所在地
	電話番号	FAX 番号	E-mail アドレス		
	事業実施の担当者（事業の窓口となる方）				
	氏名	事業者名・役職名			備 考
	電話番号	FAX 番号	E-mail アドレス		
事業の主たる実施場所	* 実際に補助事業を行う場所（図面を添付する）				
共同申請者	団体等の名称	事業実施責任者			
		氏名	役職名	電話・FAX 番号	E-mail アドレス

<必須確認事項>

*該当する場合は、□に「☒」を入れてください。
 *□にチェックが無い場合や、記載内容に疑義がある場合は担当者へ連絡をする場合があります。

●補助対象とする事業の要件

☐ 地方公共団体が保有する公共施設等について、2050年までの脱炭素社会に向け、地域脱炭素ロードマップや「政府実行計画」（令和7年2月18日閣議決定）等に位置付けられた率先導入目標（2030年度には設置可能な建築物等の約50%以上に太陽光発電設備を導入等）の達成のために、公共施設等への太陽光発電設備等の導入を見据えた可能性調査・計画策定事業である。

☐ 施設への設置適合性や電力需要、採算性等を踏まえて導入調査を実施し、その調査結果を踏まえた実効性のある導入計画作成のための支援を行う事業である。

●共同申請者となる地方公共団体との調整状況

☐ 共同申請者となる地方公共団体に対し、以下の内容を説明した。

- ・本補助事業へ申請予定であること
- ・本補助事業を活用して、地方公共団体域内の公共施設等に対し太陽光発電設備等の導入に向けた調査と導入に向けた計画策定支援事業を行うこと（実施予定である調査の計画や内容を含む。）
- ・補助事業によって策定された導入計画及び進捗状況について、共同申請者が定期的に公表すること

（共同申請者となる地方公共団体の意思確認を行った日：_____）
 （説明を行った地方公共団体の部署名：_____ 電話番号：_____）

☐ 応募申請時に提出した建物リストについて、共同申請者となる地方公共団体からの承認を得た。

●進捗状況の定期的な報告について

- ☐ 本補助事業完了年度から3年間、年度事業報告書にて共同申請者と連携の上、本補助事業完了後の設備導入に向けた状況について詳細に報告すること。

●前身事業・類似事業への採択実績について

- ☐ 共同申請者となる地方公共団体は、下記事業（※1、2）に採択された実績がある。
（採択年度：_____）

- ☐ 共同申請者となる地方公共団体は、下記事業（※1、2）に採択された実績がない。

※1 令和3年度補正予算、令和4年度当初予算、令和4年度（第2次補正予算）及び令和5年度当初予算「地域脱炭素実現に向けた再エネの最大限導入のための計画づくり支援事業 第1号事業の3」、令和5年度補正予算、令和6年度当初予算、令和6年度補正予算及び令和7年度当初予算「地域脱炭素実現に向けた再エネの最大限導入のための計画づくり支援事業 第2号事業」、令和7年度補正予算「地域脱炭素実現に向けた具体施策実装支援事業第1号事業」

※2 令和3年度当初予算、令和3年度補正予算、令和4年度当初予算、令和4年度（第2次）補正予算、令和5年度当初予算、令和5年度補正予算、令和6年度当初予算「地域レジリエンス・脱炭素化自立分散型エネルギー設備等導入事業化調査・計画策定事業（2号事業）」

●他事業への採択実績について

- ・共同申請者となる地方公共団体は、脱炭素先行地域に

☐ 選定されている（選定されている地方公共団体名：_____）

☐ 申請中である（申請中の地方公共団体名：_____）

☐ 選定されていない

- ・共同申請者となる地方公共団体は、重点対策加速化事業に

☐ 採択されている（採択されている地方公共団体名：_____）

☐ 採択されていない

<事業対象地域の状況>

（1）対象地域の概要（地方公共団体名、地方公共団体概要）及び、共同申請者とした理由について具体的に記載してください。

（2）共同申請者である地方公共団体における、これまでの公共施設への再エネ設備導入状況や今後の取組予定について記載してください。

<事業の実施内容>

- ☐ I 調査対象施設の構造や系統接続状況等を考慮した調査・検討

*調査対象施設数を記載してください。

（調査対象施設数：_____施設）

*想定している調査方法・検討方針について具体的に記載してください。

- ☐ II、III 各調査対象施設に対する採算性評価と事業性が確保できる導入手法の検討

*IIについて、評価手法・方針を具体的に記載してください。

*IIIについて、万が一採算性が取れないと判断される建物があった場合、どういった対応を検討しているか記載してください。

* 共同申請者となる地方公共団体における、これまで過去３年間で実施した類似の事業実績の有無について記載してください。また、その成果の概要を簡潔に記載してください。

< 国等の施策等への取組状況 >

* 該当する場合は、□に「☑」を入れてください。

□ 代表事業者が温室効果ガスの排出削減目標を設定し、公表している。
(当該目標が掲載されているウェブページの URL を以下に記載、又は該当資料を添付すること)
(URL: _____)

□ 代表事業者がデコ活応援団に参画している。(URL: _____)

□ 代表事業者がデコ活宣言を実施している。(URL: _____)

□ エコ・ファースト認定を受けている。(認定日: _____)

< 添付資料 >

□ 調査対象施設リスト (必須)

□ 調査対象施設の航空写真

□ 地域内での公共施設等への太陽光発電設備の導入実績が分かるもの

* その他事業計画を説明するに当たって必要な書類を添付してください。

注 1 本計画書に、設備のシステム図・配置図・仕様書、記入内容の根拠資料等を添付する。

注 2 記入欄が少ない場合は、本様式を引き伸ばして使用する。

別紙1（「第2号事業」用）

地域脱炭素実現に向けた具体施策実装支援事業実施計画書
(第2号事業)

事業名					
事業実施の団体名					
事業実施者 (代表申請者)	事業実施の代表者				
	氏名	事業者名・役職名			所在地
	電話番号	FAX 番号	E-mail アドレス		
	事業実施の担当者（事業の窓口となる方）				
	氏名	事業者名・役職名			備 考
	電話番号	FAX 番号	E-mail アドレス		
事業の主たる実施場所	＊ 実際に補助事業を行う場所（図面を添付する）				
共同申請者	団体等の名称	事業実施責任者			
		氏名	役職名	電話・FAX 番号	E-mail アドレス
<事業の背景・目的>					
＊ 事業の背景（前提となる地域の現状、地域脱炭素を進めるうえでの課題等及びこれまでの取組状況等）について記入してください。 ＊ 本補助事業を実施する目的及び必要性について、可能な限り具体的に記入してください。					
<事業概要>					
＊ 事業の概要（ゾーニングマップ作成に係るエリア区分の想定、完成したゾーニングマップの想定する活用方法）を記入してください。					

<事業の実施内容>	
* 次に掲げる項目のうち、実施する内容の□に「☒」を入れてください。 * チェックした項目について、それぞれ実施内容を記入してください。特に経費との対応関係が明確になるよう、項目別に実施する事項を整理して記入してください。	
☐ I	地域の自然的・経済的・社会的条件を踏まえた既存情報の収集を行う事業 * 実施内容について、「地方公共団体実行計画（区域施策編）策定・実施マニュアル（地域脱炭素化促進事業編）」等を参考に、現時点で想定する収集情報の種類と内容を含め、可能な限り詳細に記入してください。
☐ II	Iに追加的な環境調査等を実施する事業 * 実施内容について、「地方公共団体実行計画（区域施策編）策定・実施マニュアル（地域脱炭素化促進事業編）」等を参考に、現時点で想定する環境調査や収集情報の種類と内容を含め、可能な限り詳細に記入してください。
☐ III	I及びIIに係る有識者や利害関係者、地域住民等からの意見聴取を行う事業 * 実施内容を該当する□に「 ☒ 」を入れ、記入してください。 ☐ 法定協議会 ☐ 法定以外の会議体 ☐ 会議体以外（個別ヒアリング、アンケートなどで実施） * ゾーニングマップを作成するため、利害関係者、有識者等を構成員とした会議体における意見聴取を実施する場合は、その構成員となる関係者・関係機関について、具体的に記入してください。 * 再エネを推進する関係者・関係機関のみならず、地域の自然環境や社会への配慮の観点からの関係者・関係機関も含め、バランス良く構成することに留意してください。 * 意見聴取を行う事業に理解醸成、普及啓発、合意形成を目的とした事業は含まれません。
☐ IV	IからIIIを踏まえたゾーニングマップを作成する事業 * 実施内容について、「地方公共団体実行計画（区域施策編）策定・実施マニュアル（地域脱炭素化促進事業編）」等を参考に、作成の流れやエリア設定の方針など、可能な限り詳細に記入してください。
<確認事項>	

＊ 以下の事項を確認し、□に「☑」を入れてください。

●対象事業

- ☐ 本補助事業は、地域と共生する陸上風力発電の導入拡大を図る目的で、ゾーニング等の取組を行う事業であること
- ☐ 本補助事業の成果物であるゾーニングマップ等が、地域における陸上風力発電に係る促進区域設定の際の合意形成や、陸上風力発電設備の導入に当たって考慮すべき地域の環境への配慮事項の設定等に活用されるものであること

●ゾーニング報告書の公表

- ☐ 取組の結果取りまとめられたゾーニング報告書を本補助事業の完了日が属する年度の終了後3ヶ月以内に公表すること

＊ ゾーニング報告書を公表する時期及びその方法について、現時点の想定を記入してください。

●ゾーニング報告書を踏まえた地方公共団体実行計画（区域施策編）の策定又は改定

【地方公共団体実行計画（区域施策編）について未策定の場合】

- ☐ 本補助事業の完了日が属する年度の終了後2年以内に、事業の取組の結果を反映させた地方公共団体実行計画（区域施策編）の策定を完了させます。

（策定完了予定時期： 年 月までに策定します。）

【地方公共団体実行計画（区域施策編）について策定済の場合】

- ☐ 本補助事業の完了日が属する年度の終了後2年以内に、本補助事業の取組の結果を反映させた地方公共団体実行計画（区域施策編）の改定を完了させます。

（現行の地方公共団体実行計画策定日： 年 月 日）

（改定完了予定時期： 年 月までに改定します。）

＊ 本補助事業の完了日が属する年度の終了後、2年を経過しても本補助事業の取組の結果を適切に反映（「温対法第21条第5項各号」を設定、都道府県が単独で事業を行う場合にあっては「都道府県基準」を策定）した地方公共団体実行計画（区域施策編）が策定又は改定されない場合、環境省から改善のための指導を行うとともに、合理的な理由がないにもかかわらず指導に従わない場合については補助金を返還させることがあります。

●地球温暖化対策推進法第21条第6項に規定する都道府県が定める基準の策定状況

＊ 申請者（共同申請者を含む）が市町村又は特別区の場合であっても、自らの所在する都道府県の策定状況を記載してください。

☐ 策定済（策定期限： 年 月）

☐ 未策定だが、検討が進められている（策定見込み時期： 年 月）

☐ 未策定

●脱炭素先行地域について

☐ 選定されている（選定されている地方公共団体名： ）

☐ 申請中である（申請中の地方公共団体名： ）

☐ 選定されていない

●重点対策加速化事業について

☐ 採択されている（採択されている地方公共団体名： ）

☐ 採択されていない

●再エネの導入に向けた広報・周知の取組の実施状況

☐ 実施済

☐ 未実施

<事業の実施体制> * 本補助事業に参加するステークホルダーとその役割、体制や位置付け等を、必要に応じて図等を使い、具体的に記入してください（ステークホルダーが今後担うべきと想定される役割等を含む）。 * 共同申請の場合は、代表申請者と共同申請者の役割分担を明確に記入してください。
<事業の実施計画・スケジュール> * 本補助事業の完了実績報告書が完成するまでの想定スケジュールを記入してください。 * 複数年で申請する場合は、複数年で調査が必要な理由を記入した上で、計画完了年度まで記入してください。 * 全体を通して、事業期間内において無理のないスケジューリング及び工程（補助金希望額を含む）を記入してください。特に複数年で申請する場合、単年度毎の事業の切り分けができる事業内容になっていることに留意してください。 * 完了予定日（支払予定日）を明記してください。
<本補助事業の取組結果の活用方策> * 該当する□に「☒」を入れ、記入してください。 ☐ 本補助事業の結果の活用方策及びその手法等 * 本補助事業の結果を他の地域計画等への活用、促進区域における事業化に対する支援など、補助要件以外の自治体独自の取組を予定している場合、その内容を記入してください。 ☐ 本補助事業の取り組みの結果を地域共生型再エネの導入促進に関する合意形成・理解醸成に活用する予定 * 本補助事業の取組結果を活用して合意形成及び理解醸成を実施する場合は、それぞれ目的、手法、具体的内容及び実施予定時期・回数を記入してください。
<本補助事業実施関連事項について> * 他の助成制度でこれまで過去３年間で実施した類似の事業の有無と、助成制度名、課題名、概ねの予算規模、本補助事業との関係について簡潔に記入し、その成果物の概要を添付してください。 * 本補助金と平行して他の併用可能な補助金利用を考えている場合は、その内容を記入してください。 * 上記に該当しない場合もその旨を記入してください。
<国等の施策等への取組状況> * 該当する場合は、□に「☒」を入れてください。 ☐ 2050年二酸化炭素排出実質ゼロを表明済の地方公共団体である。 （表明時期： 年 月 日） ☐ 本補助事業の実施内容が地域再生計画に位置づけられている。（当該計画添付必須） ☐ 代表申請者が、温室効果ガスの排出削減目標を設定し、公表している。

(当該目標が掲載されているウェブページの URL を以下に記載、又は該当資料を添付すること) (URL: _____)	
☐	デコ活応援団に参画している。(URL: _____)
☐	デコ活宣言を実施している。(URL: _____)
<添付資料>	
* 事業計画を説明するに当たって必要な書類を添付してください。	

注1 記入欄が少ない場合は、本様式を引き伸ばして使用する。

別紙2

地域脱炭素実現に向けた具体施策実装支援事業に要する経費内訳

所要経費	(1) 総事業費	(2) 寄付金その他の収入	(3) 差引額 (1) - (2)	(4) 補助対象経費 支出予定額
	円	円	円	円
	(5) 基準額	(6) 選定額 (4) と (5) を比較して少ない方の額	(7) 補助基本額 (3) と (6) を比較して少ない方の額	(8) 補助金所要額 (7) × ●/●
	円	円	円	円

補助対象経費支出予定額内訳		
経費区分・費目	金 額	積 算 内 訳
(記載例) 人件費 業務費 報酬・給料・職員手当 社会保険料 賃金 諸謝金 会議費 旅費 印刷製本費 通信運搬費 手数料 委託料 使用料及賃借料 消耗品費	○○○ ○○○ ○○○ ○○○ ○○○ ○○○ ○○○ ○○○ ○○○ ○○○ ○○○ ○○○ ○○○ ○○○ ○○○	* 交付規程の別表第2に準拠し記載のこと。 (うち、消費税 円) 【補助対象外経費】計 円 (主な内訳を記載のこと)
合 計	円	

購入予定の主な財産の内訳（一品、一組又は一式の価格が50万円以上のもの）					
名 称	仕様	数量	単 価	金 額	購入予定時期

注 本内訳に、見積書又は計算書等を添付する。

様式第2（第6条関係）

番 号
年 月 日

一般社団法人地域循環共生社会連携協会

代 表 理 事 岡本 光司 殿

補助事業者 住 所
氏名又は名称
代表者の職・氏名

令和8年度二酸化炭素排出抑制対策事業費等補助金
（地域脱炭素実現に向けた具体施策実装支援事業）
変更交付申請書

年 月 日付け 第 号で交付決定の通知を受けた令和8年度二酸化炭素排出抑制対策事業費等補助金（地域脱炭素実現に向けた具体施策実装支援事業）を下記のとおり変更したので、令和8年度二酸化炭素排出抑制対策事業費等補助金（地域脱炭素実現に向けた具体施策実装支援事業）交付規程（以下「交付規程」という。）第6条の規定により関係書類を添えて申請します。

なお、変更交付決定を受けて補助事業を実施する際には、補助金等に係る予算の執行の適正化に関する法律（昭和30年法律第179号）、補助金等に係る予算の執行の適正化に関する法律施行令（昭和30年政令第255号）及び交付規程の定めるところに従います。

記

1 補助変更申請額

2 変更内容

3 変更理由

（注）具体的に記載する。

4 本件責任者及び担当者の氏名、連絡先等

- （1）責任者の所属部署・職名・氏名
- （2）担当者の所属部署・職名・氏名
- （3）連絡先（電話番号・Eメールアドレス）

注1 規程第3条第3項の規定に基づき共同で交付申請した場合は、代表事業者が申請すること。

- 2 1の金額欄の上部に（ ）書きで当初交付決定額を記載する。
- 3 添付書類は、様式第1のそれぞれに準じて変更部分について作成することとし、別紙2については、変更前の金額を上段に（ ）書きし、変更後の金額を下段に記載すること。

様式第3（第7条関係）

番 号

令和8年度二酸化炭素排出抑制対策事業費等補助金
 （地域脱炭素実現に向けた具体施策実装支援事業）交付決定通知書

補助事業者

年 月 日付け 第 号で交付申請のあった令和8年度二酸化炭素排出抑制対策事業費等補助金（地域脱炭素実現に向けた具体施策実装支援事業）については、令和8年度二酸化炭素排出抑制対策事業費等補助金（地域脱炭素実現に向けた具体施策実装支援事業）交付規程（平成 年 月 日 第 号。以下「交付規程」という。）第7条第1項の規定により、下記のとおり交付することを決定したので、通知する。

令和 年 月 日

一般社団法人 地域循環共生社会連携協会
 代表理事 岡本 光司

記

- 1 補助金の交付の対象となる事業及びその内容は、年 月 日付け 第 号交付申請書のとおりである。
- 2 補助基本額及び補助金の額は次のとおりである。ただし、事業の内容を変更する場合において、補助基本額又は補助金の額が変更されるときは、別に通知するところによる。
 補助基本額 金 円 補助金の額 金 円
- 3 事業に要する経費の区分ごとの配分及びこれに対応する補助金の額は、年 月 日付け 第 号交付申請書記載のとおりである。
- 4 事業内容の変更等特段の事情がない限り、交付を行う補助金の額は、この交付決定額を上限とする。
- 5 補助事業者は、補助金等に係る予算の執行の適正化に関する法律（昭和30年法律第179号）、補助金等に係る予算の執行の適正化に関する法律施行令（昭和30年政令第255号）、二酸化炭素排出抑制対策事業費等補助金（地域脱炭素実現に向けた具体施策実装支援事業）交付要綱（令和8年1月16日環地域調発第2601161号）、二酸化炭素排出抑制対策事業費等補助金（地域脱炭素実現に向けた具体施策実装支援事業）実施要綱（令和8年1月16日環地域調発第2601162号）及び交付規程に従わなければならない。
- 6 この交付決定に対し不服があるとき、申請の取り下げをすることのできる期限は交付決定の日から15日以内とする。

- 7 補助事業における仕入れに係る消費税等については、交付規程第4条第2項ただし書の定めるところにより算定されている場合は、補助金の額の確定又は消費税の申告後において精算減額又は返還を行うこととする。
- 8 補助事業者が PO ファイナンス（本補助事業に係る電子記録債権を担保提供することによる金融機関からの融資）を活用して本補助事業を実施した場合の補助事業終了後の一般社団法人地域循環共生社会連携協会に対する補助金請求に当たっては、PO ファイナンス運営会社が指示する金融機関口座を指定しなければならない。また、一般社団法人地域循環共生社会連携協会は、補助事業者が当該指示する口座以外を指定した場合であっても、理由の如何を問わず、補助金は PO ファイナンス運営会社が指示する金融機関の当該補助事業者名義の口座に振り込むこととする。

（本件責任者及び担当者の氏名、連絡先等）

- （1）責任者の所属部署・職名・氏名
- （2）担当者の所属部署・職名・氏名
- （3）連絡先（電話番号・Eメールアドレス）

様式第4（第7条関係）

番 号

令和8年度二酸化炭素排出抑制対策事業費等補助金
（地域脱炭素実現に向けた具体施策実装支援事業）変更交付決定通知書

補助事業者

年 月 日付け 第 号で変更交付申請のあった令和8年度二酸化炭素排出抑制対策事業費等補助金（地域脱炭素実現に向けた具体施策実装支援事業）については、令和8年度二酸化炭素排出抑制対策事業費等補助金（地域脱炭素実現に向けた具体施策実装支援事業）交付規程（令和 年 月 日 第 号。以下「交付規程」という。）第7条第1項の規定により、年 月 日付け 第 号で交付決定した内容を下記のとおり変更することを決定したので通知する。

令和 年 月 日

一般社団法人 地域循環共生社会連携協会
代表理事 岡本 光司

記

- 1 補助金の交付の対象となる事業及びその内容は、年 月 日付け 第 号変更交付申請書のとおりである。
- 2 変更後の補助金の額は、次のとおりである。

変更前補助基本額 金	円	変更前補助金の額 金	円
変更後補助基本額 金	円	変更後補助金の額 金	円
増 減 額 金	円	増 減 額 金	円
- 3 事業に要する経費の区分ごとの配分及びこれに対応する変更後の補助金の額は、年 月 日付け 第 号変更交付申請書記載のとおりである。
- 4 補助事業者は、補助金等に係る予算の執行の適正化に関する法律（昭和30年法律第179号）、補助金等に係る予算の執行の適正化に関する法律施行令（昭和30年政令第255号）、二酸化炭素排出抑制対策事業費等補助金（地域脱炭素実現に向けた具体施策実装支援事業）交付要綱（令和8年1月16日環地域調発第2601161号）、二酸化炭素排出抑制対策事業費等補助金（地域脱炭素実現に向けた具体施策実装支援事業）実施要領（令和8年1月16日環地域調発第2601162号）及び交付規程に従わなければならない。
- 5 この交付決定に対し不服があるとき、申請の取り下げをすることのできる期限は交付決定の日から15日以内とする。
- 6 補助事業における仕入れに係る消費税等については、交付規程第4条第2項ただし書の定めるところにより算定されている場合は、補助金の額の確定又は消費税の申告後において精算減額又は返還を

行うこととする。

- 7 補助事業者が PO ファイナンス（本補助事業に係る電子記録債権を担保提供することによる金融機関からの融資）を活用して本補助事業を実施した場合の補助事業終了後の一般社団法人地域循環共生社会連携協会に対する補助金請求に当たっては、PO ファイナンス運営会社が指示する金融機開口座を指定しなければならない。また、一般社団法人地域循環共生社会連携協会は、補助事業者が当該指示する口座以外を指定した場合であっても、理由の如何を問わず、補助金は PO ファイナンス運営会社が指示する金融機関の当該補助事業者名義の口座に振り込むこととする。

（本件責任者及び担当者の氏名、連絡先等）

- （１）責任者の所属部署・職名・氏名
- （２）担当者の所属部署・職名・氏名
- （３）連絡先（電話番号・Eメールアドレス）

様式第5（第8条関係）

番 号
年 月 日

一般社団法人地域循環共生社会連携協会
代 表 理 事 岡本 光司 殿

補助事業者 住 所
氏名又は名称
代表者の職・氏名

令和8年度二酸化炭素排出抑制対策事業費等補助金
(地域脱炭素実現に向けた具体施策実装支援事業)
計画変更承認申請書

年 月 日付け 第 号で交付決定の通知を受けた二酸化炭素排出抑制対策事業費等補助金（地域脱炭素実現に向けた具体施策実装支援事業）の計画を下記のとおり変更したいので、令和8年度二酸化炭素排出抑制対策事業費等補助金（地域脱炭素実現に向けた具体施策実装支援事業）交付規程（以下「交付規程」という。）第8条第1項第三号の規定により関係書類を添えて申請します。

なお、計画変更の承認を受けて補助事業を実施する際には、補助金等に係る予算の執行の適正化に関する法律（昭和30年法律第179号）、補助金等に係る予算の執行の適正化に関する法律施行令（昭和30年政令第255号）及び交付規程の定めるところに従います。

記

- 1 変更の内容
- 2 変更を必要とする理由
- 3 変更が補助事業に及ぼす影響
- 4 本件責任者及び担当者の氏名、連絡先等
 - (1) 責任者の所属部署・職名・氏名
 - (2) 担当者の所属部署・職名・氏名
 - (3) 連絡先（電話番号・Eメールアドレス）

注1 規程第3条第3項の規定に基づき共同で交付申請した場合は、代表事業者が申請すること。

- 2 事業の内容を変更する場合にあっては、様式第1の別紙1に変更後の内容を記載して添付すること。
- 3 経費の配分を変更する場合にあっては、様式第1の別紙2に変更前の金額を上段に（ ）書きし、変更後の金額を下段に記載して添付すること。

様式第6（第8条関係）

番 号
年 月 日

一般社団法人地域循環共生社会連携協会
代 表 理 事 岡本 光司 殿

補助事業者 住 所
氏名又は名称
代表者の職・氏名

令和8年度二酸化炭素排出抑制対策事業費等補助金
（地域脱炭素実現に向けた具体施策実装支援事業）
中止（廃止）承認申請書

年 月 日付け 第 号で交付決定の通知を受けた令和8年度二酸化炭素排出抑制対策事業費等補助金（地域脱炭素実現に向けた具体施策実装支援事業）を下記のとおり中止（廃止）したいので、令和8年度二酸化炭素排出抑制対策事業費等補助金（地域脱炭素実現に向けた具体施策実装支援事業）交付規程第8条第1項第四号の規定により関係書類を添えて申請します。

記

- 1 中止（廃止）を必要とする理由
- 2 中止（廃止）の予定年月日
- 3 中止（廃止）までに実施した事業内容
- 4 中止（廃止）が補助事業に及ぼす影響
- 5 中止（廃止）後の措置
- 6 本件責任者及び担当者の氏名、連絡先等
 - （1）責任者の所属部署・職名・氏名
 - （2）担当者の所属部署・職名・氏名
 - （3）連絡先（電話番号・Eメールアドレス）

注1 規程第3条第3項の規定に基づき共同で交付申請した場合は、代表事業者が申請すること。

- 2 中止（廃止）までに実施した事業の内容については、様式第1の別紙1を使用し記載するとともに、様式第1の別紙2に交付決定額を上段に（ ）書きし、中止（廃止）時の実施見込額を下段に記載した書類を添付すること。

様式第7（第8条関係）

番 号
年 月 日

一般社団法人地域循環共生社会連携協会
代 表 理 事 岡本 光司 殿

補助事業者 住 所
氏名又は名称
代表者の職・氏名

令和8年度二酸化炭素排出抑制対策事業費等補助金
(地域脱炭素実現に向けた具体施策実装支援事業)
遅延報告書

年 月 日付け 第 号で交付決定の通知を受けた二酸化炭素排出抑制対策事業費等補助金（地域脱炭素実現に向けた具体施策実装支援事業）の遅延について、令和8年度二酸化炭素排出抑制対策事業費等補助金（地域脱炭素実現に向けた具体施策実装支援事業）交付規程第8条第1項第五号の規定により下記のとおり指示を求めます。

記

- 1 遅延の原因及び内容
- 2 遅延に係る金額
- 3 遅延に対して採った措置
- 4 遅延等が補助事業に及ぼす影響
- 5 補助事業の実施予定及び完了予定年月日
- 6 本件責任者及び担当者の氏名、連絡先等
 - (1) 責任者の所属部署・職名・氏名
 - (2) 担当者の所属部署・職名・氏名
 - (3) 連絡先（電話番号・Eメールアドレス）

- 注1 規程第3条第3項の規定に基づき共同で交付申請した場合は、代表事業者が報告すること。
- 2 事業の進捗状況を示した工程表を、当初と変更後を対比できるように作成し添付すること。

様式第8（第8条関係）

番 号
年 月 日

一般社団法人地域循環共生社会連携協会
代 表 理 事 岡本 光司 殿

補助事業者 住 所
氏名又は名称
代表者の職・氏名

令和8年度二酸化炭素排出抑制対策事業費等補助金
（地域脱炭素実現に向けた具体施策実装支援事業）
遂行状況報告書

年 月 日付け 第 号で交付決定の通知を受けた令和8年度二酸化炭素排出抑制対策事業費等補助金（地域脱炭素実現に向けた具体施策実装支援事業）の遂行状況について、令和8年度二酸化炭素排出抑制対策事業費等補助金（地域脱炭素実現に向けた具体施策実装支援事業）交付規程第8条第1項第六号の規定により下記のとおり報告します。

記

経費の区分	交付決定額(円)	実施額(円)	遂 行 状 況
計			

本件責任者及び担当者の氏名、連絡先等

- （１）責任者の所属部署・職名・氏名
- （２）担当者の所属部署・職名・氏名
- （３）連絡先（電話番号・Ｅメールアドレス）

注 規程第3条第3項の規定に基づき共同で交付申請した場合は、代表事業者が報告すること。

様式第9（第8条関係）

番 号
年 月 日

一般社団法人地域循環共生社会連携協会
代 表 理 事 岡本 光司 殿

補助事業者 住 所
氏名又は名称
代表者の職・氏名

令和8年度二酸化炭素排出抑制対策事業費等補助金
（地域脱炭素実現に向けた具体施策実装支援事業）
名称変更等報告書

年 月 日付け 第 号で令和8年度二酸化炭素排出抑制対策事業費等補助金（地域脱炭素実現に向けた具体施策実装支援事業）の交付決定の通知を受けたところ、当社は下記のとおり名称変更等したので、令和8年度二酸化炭素排出抑制対策事業費等補助金（地域脱炭素実現に向けた具体施策実装支援事業）交付規程第8条第1項第七号の規定により関係書類を添えて報告します。

記

- 1 補助事業の名称
- 2 変更前後の名称
- 3 変更前後の住所
- 4 変更年月日
- 5 変更に至った経緯
- 6 本件責任者及び担当者の氏名、連絡先等
 - （1）責任者の所属部署・職名・氏名
 - （2）担当者の所属部署・職名・氏名
 - （3）連絡先（電話番号・Eメールアドレス）

注1 本報告に当たっては、変更後の法人登記簿を添付すること。

- 2 交付規程第3条第3項の規定に基づき共同で交付申請した場合は、その代表者が申請すること。

様式第10(第8条関係)

番 号
年 月 日

一般社団法人地域循環共生社会連携協会
代 表 理 事 岡本 光司 殿

補助事業者 住 所
氏名又は名称
代表者の職・氏名

令和8年度消費税及び地方消費税に係る仕入控除税額報告書

年 月 日付け 第 号で交付決定の通知を受けた令和8年度二酸化炭素排出抑制対策事業費等補助金（地域脱炭素実現に向けた具体施策実装支援事業）について、令和8年度二酸化炭素排出抑制対策事業費等補助金（地域脱炭素実現に向けた具体施策実装支援事業）交付規程第8条第1項第十号の規定に基づき下記のとおり報告します。

記

1 補助金額（規程第12条第1項による額の確定額）

金 円

2 消費税及び地方消費税の申告により確定した消費税及び地方消費税に係る仕入控除税額

金 円

3 本件責任者及び担当者の氏名、連絡先等

- (1) 責任者の所属部署・職名・氏名
- (2) 担当者の所属部署・職名・氏名
- (3) 連絡先（電話番号・Eメールアドレス）

注1 規程第3条第3項の規定に基づき共同で交付申請した場合は、代表事業者が報告すること。

- 2 別紙として積算の内容を添付すること。

様式第11 (第8条関係)

二酸化炭素排出抑制対策事業費等補助金
 (地域脱炭素実現に向けた具体施策実装支援事業) 取得財産等管理台帳
 (令和8年度)

財 産 名 (備品等名)	規 格	数 量	単 価 (円)	金 額 (円)	取得年月 日	耐用 年数	設置又は 保管場所

注1 対象となる取得財産等は、取得価格又は効用の増加価格が二酸化炭素排出抑制対策事業費等補助金（地域脱炭素実現に向けた具体施策実装支援事業）交付規程第8条第1項第十四号に規定する財産とする。

2 数量は、同一規格等であれば一括して記載して差し支えない。単価が異なる場合は、区分して記載すること。

3 単価は、設備の取得に係る経費（以下「設備取得費」という。）と設備取得費以外の経費（据付費、測量及び試験費、事務費等をいう。以下「諸経費」という。）の合計額とする。ただし、2つ以上の設備を整備する場合で諸経費がいずれの設備取得費に係るものか明らかでない場合は、設備取得費の比率で当該諸経費を按分し、算出する。

4 取得年月日は、検収年月日を記載すること。

様式第12（第11条関係）

番 号
年 月 日

一般社団法人地域循環共生社会連携協会
代 表 理 事 岡 本 光 司 殿

補助事業者 住 所
氏名又は名称
代表者の職・氏名

令和8年度二酸化炭素排出抑制対策事業費等補助金
（地域脱炭素実現に向けた具体施策実装支援事業）
完了実績報告書

年 月 日付け 第 号で交付決定の通知を受けた令和8年度二酸化炭素排出抑制対策事業費等補助金（地域脱炭素実現に向けた具体施策実装支援事業）を完了（廃止）しましたので、令和8年度二酸化炭素排出抑制対策事業費等補助金（地域脱炭素実現に向けた具体施策実装支援事業）交付規程第11条第1項の規定に基づき下記のとおり報告します。

記

1 補助金の交付決定額及び交付決定年月日

金 円（ 年 月 日 番号）
（うち消費税及び地方消費税相当額 円）

2 補助事業の実施状況

別紙1 実施報告書のとおり

3 補助金の経費収支実績

別紙2 経費所要額精算調書のとおり

4 補助事業の実施期間

年 月 日 ～ 年 月 日

5 本件責任者及び担当者の氏名、連絡先等

- （1）責任者の所属部署・職名・氏名
- （2）担当者の所属部署・職名・氏名
- （3）連絡先（電話番号・Eメールアドレス）

6 添付資料

- (1) 完成図書（各種手続等に係る書面の写しを含む。）
- (2) 写真（工程等が分かるもの）
- (3) その他参考資料（領収書等含む。）

注 規程第3条第3項の規定に基づき共同で交付申請した場合は、代表事業者が報告すること。

別紙 1 (「第 1 号事業」用)

地域脱炭素実現に向けた具体施策実装支援事業実施報告書
(第 1 号事業)

事業名					
事業実施の 団体名 (代表事業者)					
事業実施者 (代表事業者)	事業実施の代表者				
	氏名	事業者名・役職名			所在地
	電話番号	FAX 番号	E-mail アドレス		
	事業実施の担当者 (事業の窓口となる方)				
	氏名	事業者名・役職名			備 考
	電話番号	FAX 番号	E-mail アドレス		
事業の主たる 実施場所	* 実際に補助事業を行う場所 (図面を添付する)				
共同事業者	団体等の名称	事業実施責任者			
		氏名	役職名	電話・FAX 番号	E-mail アドレス

<必須確認事項>

- ・該当する場合は、□に「☒」を入れてください。
- ・□にチェックが無い場合や、記載内容に疑義がある場合は担当者へ連絡をする場合があります。

※交付申請時から変更が無い場合、申請書の内容を転記していただいて問題ありません。

●補助対象とする事業の要件

☐ 地方公共団体が保有する公共施設等について、2050 年までの脱炭素社会に向け、地域脱炭素ロードマップや「政府実行計画」(令和 7 年 2 月 18 日閣議決定)等に位置付けられた率先導入目標 (2030 年度には設置可能な建築物等の約 50%以上に太陽光発電設備を導入等)の達成のために、公共施設等への太陽光発電設備等の導入を見据えた可能性調査・計画策定事業である。

☐ 施設への設置適合性や電力需要、採算性等を踏まえて導入調査を実施し、その調査結果を踏まえた実効性のある導入計画作成のための支援を行う事業である。

●共同申請者となる地方公共団体との調整状況

☐ 共同申請者となる地方公共団体に対し、以下の内容を説明した。

- ・本補助事業へ申請予定であること
- ・本補助事業を活用して、地方公共団体域内の公共施設等に対し太陽光発電設備等の導入に向けた調査と導入に向けた計画策定支援事業を行うこと (実施予定である調査の計画や内容を含む。)
- ・補助事業によって策定された導入計画及び進捗状況について、共同申請者が定期的に公表すること

(共同申請者となる地方公共団体の意思確認を行った日：)

(説明を行った地方公共団体の部署名： 電話番号：)

- ☐ 応募申請時に提出した建物リストについて、共同申請者となる地方公共団体からの承認を得た。

●進捗状況の定期的な報告について

- ☐ 本補助事業完了年度から3年間、年度事業報告書にて共同申請者と連携の上、本補助事業完了後の設備導入に向けた状況について詳細に報告すること。

●前身事業・類似事業への採択実績について

- ☐ 共同申請者となる地方公共団体は、下記事業（※1、2）に採択された実績がある。
（採択年度：_____）

- ☐ 共同申請者となる地方公共団体は、下記事業（※1、2）に採択された実績がない。

※1 令和3年度補正予算、令和4年度当初予算、令和4年度（第2次補正予算）及び令和5年度当初予算「地域脱炭素実現に向けた再エネの最大限導入のための計画づくり支援事業 第1号事業の3」、令和5年度補正予算、令和6年度当初予算、令和6年度補正予算及び令和7年度当初予算「地域脱炭素実現に向けた再エネの最大限導入のための計画づくり支援事業 第2号事業」、令和7年度補正予算「地域脱炭素実現に向けた具体施策実装支援事業第1号事業」

※2 令和3年度当初予算、令和3年度補正予算、令和4年度当初予算、令和4年度（第2次）補正予算、令和5年度当初予算、令和5年度補正予算、令和6年度当初予算「地域レジリエンス・脱炭素化自立分散型エネルギー設備等導入事業化調査・計画策定事業（2号事業）」

●他事業への採択実績について

- ・共同申請者となる地方公共団体は、脱炭素先行地域に

☐ 選定されている（選定されている地方公共団体名：_____）

☐ 選定されていない

- ・共同申請者となる地方公共団体は、重点対策加速化事業に

☐ 採択されている（採択されている地方公共団体名：_____）

☐ 採択されていない

<実施した事業の詳細>

- ☐ I 調査対象施設の構造や系統接続状況等を考慮した調査・検討

- ・調査実施施設数を記載してください。

（調査実施施設数：_____施設）

- ・実施した調査・検討について、詳細に記載してください。

- ・調査・検討結果等を踏まえた結論について、詳細に記載してください。

- ☐ II 調査対象施設のそれぞれにおける採算性評価

- ・実施施設数を記載してください。

（実施施設数：_____施設）

- ・採算性評価を行う際の評価手法について、その手法を選出した理由とともに詳細に記載してください。

- ・評価結果とそれを踏まえた結論について、詳細に記載してください。

☐ Ⅲ Ⅱの結果を踏まえた事業性が確保できる導入手法の検討 ・実施施設数を記載してください。 (実施施設数： _____ 施設) ・検討した内容について、それぞれを検討した理由とともに詳細に記載してください。 ・検討結果とそれを踏まえた結論について、詳細に記載してください。 ・Ⅰ～Ⅲまでの調査・検討内容や議論の結果を踏まえて、導入計画の対象とした施設を記載してください。
☐ Ⅳ Ⅰ～Ⅲを踏まえた太陽光発電設備等の導入に向けた実効的な導入計画の作成 ・導入計画を策定した施設数を記載してください。 (計画策定施設数： _____ 施設) ・実施した内容について、詳細に記載してください。
<事業の実施体制> ・実際の事業実施体制について、代表事業者及び共同事業者の役割や実施した業務内容が分かるように記載してください。 ・業務を委託した場合は、それぞれの業種や役割、業務分担についても記載してください。 ・交付申請時に想定していた体制や分担と差異が生じた場合は、その理由も記載してください。
<資金計画>、<事業実施に関連する事項> ・二酸化炭素排出抑制対策事業費等補助金（地域脱炭素実現に向けた具体施策実装支援事業）交付申請書の別紙1における<資金計画>、<事業実施に関連する事項>の記入内容に変更がある場合は、変更の内容を記載してください。
<事業実施スケジュール> ・事業の実施スケジュールを記載してください。 ・実施スケジュールは別紙を添付しても構いません。
<事業実施関連事項について> ・以下に該当する場合、□に「☒」を入れ、その実績の詳細を記載してください。またそれが分かる資料を別添資料として提出してください。 ※交付申請時から変更が無い場合、申請書の内容を転記していただいて問題ありません。 ☐ 共同申請者となる地方公共団体が所在する地域内において、公共施設等への太陽光発電設備の導入実績がある。 ・以下に該当する場合、□に「☒」を入れ、それぞれの登録番号を記載してください。 ☐ 代表申請者が、発電事業者小売電気事業者に登録されている。

)) ・その他、過去3年程度で類似の業務実績がある場合はその内容を簡潔に記載してください。 ・共同申請者となる地方公共団体における、これまで過去3年間で実施した類似の事業実績の有無について記載してください。また、その成果の概要を簡潔に記載してください。
<国等の施策等への取組状況> * 該当する場合は、□に「☒」を入れてください。 ☐ 代表事業者が温室効果ガスの排出削減目標を設定し、公表している。 (当該目標が掲載されているウェブページのURLを以下に記載、又は該当資料を添付すること) (URL:) ☐ 代表事業者がデコ活応援団に参画している。(URL:) ☐ 代表事業者がデコ活宣言を実施している。(URL:) ☐ エコ・ファースト認定を受けている。(認定日:) <添付資料> ☐ 調査対象施設リスト (必須) ☐ 調査対象施設の航空写真 ☐ 地域内での公共施設等への太陽光発電設備の導入実績が分かる書類 ・その他事業計画を説明するに当たって必要な書類を添付してください。 ☐ 本補助事業における成果物

注1 本報告書に、二酸化炭素排出抑制対策事業費等補助金（地域脱炭素実現に向けた具体施策実装支援事業）交付申請書に添付した書類に変更がある場合、変更後の書類を添付する。

注2 記入欄が少ない場合は、本様式を引き伸ばして使用する。

別紙1（「第2号事業」用）

地域脱炭素実現に向けた具体施策実装支援事業実施報告書
(第2号事業)

事業名					
事業実施の 団体名 (代表事業者)					
事業実施者 (代表事業者)	事業実施の代表者				
	氏名	事業者名・役職名			所在地
	電話番号	FAX 番号	E-mail アドレス		
	事業実施の担当者（事業の窓口となる方）				
	氏名	事業者名・役職名			備 考
	電話番号	FAX 番号	E-mail アドレス		
事業の主たる 実施場所	* 実際に補助事業を行う場所				
共同事業者	団体等の名称	事業実施責任者			
		氏名	役職名	電話・FAX 番号	E-mail アドレス
<事業の背景・目的>					
* 事業の背景（前提となる地域の現状、地域脱炭素を進めるうえでの課題等及びこれまでの取組状況等）について記入してください。 * 本補助事業を実施する目的及び必要性について、可能な限り具体的に記入してください。					
<事業概要>					
* 事業の概要（ゾーニングマップ作成に係るエリア区分、完成したゾーニングマップの想定する活用方法）を記入してください。					

<事業の実施内容>	
* 次に掲げる項目のうち、実施した内容の□に「☑」を入れてください。 * チェックした項目について、それぞれ実施内容を記入してください。特に経費の対応関係が明確になるよう、項目別に実施した事項を整理して記入してください。	
☐ I	地域の自然的・経済的・社会的条件を踏まえた既存情報の収集を行う事業 * 実施内容を記入してください。
☐ II	I に追加的な環境調査等を実施する事業 * 実施結果を簡潔に記入してください。
☐ III	I 及び II に係る有識者や利害関係者、地域住民等からの意見聴取を行う事業 * 実施結果に該当する□に「☑」を入れ、簡潔に記入してください。 ☐ 法定協議会 ☐ 法定以外の会議体 ☐ 会議体以外（個別ヒアリング、アンケートなどで実施） * ゾーニングマップを作成するため、利害関係者、有識者等を構成員とした会議体における意見聴取を実施した場合は、その構成員となる関係者・関係機関について、具体的に記入してください。 * 意見聴取を行う事業に理解醸成、普及啓発、合意形成を目的とした事業は含まれません。
☐ IV	I から III を踏まえたゾーニングマップを作成する事業 * 実施結果を簡潔に記入してください。
<確認事項>	
* 該当する□に「☑」を入れ、記入してください。 ●対象事業 ☐ ゾーニング等の取組を行う事業であり、その結果が、陸上風力発電の円滑な導入のための促進区域の設定等に当たっての円滑な合意形成、環境への適正な配慮等の、地域と共生する再エネの導入拡大のために利用されること ●ゾーニング報告書の公表 ☐ 取組の結果、取りまとめられたゾーニング報告書は、補助事業の完了日が属する年度の終了後3ヶ月以内に公表すること * ゾーニング報告書を公表する時期及びその方法について記入してください。	

●ゾーニング報告書を踏まえた地方公共団体実行計画（区域施策編）の策定又は改定

地方公共団体実行計画（区域施策編）について未策定の場合

- ☐ 事業の完了日が属する年度の終了後2年以内に、本補助事業の取組の結果を反映させた地方公共団体実行計画（区域施策編）の策定を完了させます。

（策定完了予定時期： 年 月までに策定します。）

地方公共団体実行計画（区域施策編）について策定済の場合

- ☐ 事業の完了日が属する年度の終了後2年以内に、本補助事業の取組の結果を反映させた地方公共団体実行計画（区域施策編）の改定を完了させます。

（現行の地方公共団体実行計画策定日： 年 月 日）

（改定完了予定時期： 年 月までに改定します。）

- * 事業の完了日が属する年度の終了後、2年を経過しても本補助事業の取組の結果を適切に反映（「温対法第21条第5項各号」を設定、都道府県が単独で事業を行う場合にあっては「都道府県基準」を策定）した地方公共団体実行計画（区域施策編）が策定又は改定されない場合、環境省から改善のための指導を行うとともに、合理的な理由がないにもかかわらず指導に従わずに地方公共団体実行計画（区域施策編）を策定又は改定しない場合については補助金を返還させることがあります。

●地球温暖化対策推進法第21条第7項に規定する都道府県が定める基準の策定状況

- * 申請者（共同申請者を含む）が市町村又は特別区の場合であっても、自らの所在する都道府県の策定状況を記載してください。

☐ 策定済（策定期間： 年 月）

☐ 未策定だが、検討が進められている（策定見込み時期： 年 月）

☐ 未策定

●脱炭素先行地域について

☐ 選定されている（選定されている地方公共団体名： ）

☐ 選定されていない

●重点対策加速化事業について

☐ 採択されている（採択されている地方公共団体名： ）

☐ 採択されていない

●再エネの導入に向けた広報・周知の取組の実施状況

☐ 実施済

☐ 未実施

<事業の実施体制>

- * 本補助事業に参加したステークホルダーとその役割、体制や位置付け等を、必要に応じて図等を使い、具体的に記入してください（ステークホルダーが今後担うべきと想定される役割等を含む）。
- * 共同申請の場合は、代表申請者と共同申請者の役割分担を明確に記入してください。

<事業の実施計画・スケジュール>

- * 本補助事業の完了実績報告書が完成するまでのスケジュールを記入してください。
- * 複数年で申請した場合は、複数年で調査が必要な理由を記入した上で、計画完了年度まで記入してください。
- * 完了日（支払日）を明記してください。

<本補助事業の取組結果の活用方策> * 該当する場合は、□に「☑」を入れ、記入してください。 □ 本補助事業の結果の活用方策及びその手法等 * 本補助事業の結果を他の地域計画等への活用、促進区域における事業化に対する支援など、補助要件以外の自治体独自の取組を実施又は予定している場合、その内容を記入してください。 □ 本補助事業の取り組みの結果を地域共生型再エネの導入促進に関する合意形成・理解醸成に活用した場合 * 本補助事業の取組結果を活用して合意形成及び理解醸成の取組を実施した場合は、それぞれ目的、手法、具体的内容及び実施時期・回数を記入してください。
<事業実施関連事項について> * 他の助成制度でこれまで過去3年間で実施した類似の事業の有無と、助成制度名、課題名、概ねの予算規模、本補助事業との関係について簡潔に記入してください。また当該事業がある場合については、その成果物の概要を添付してください。 * 本補助金と平行して他の併用可能な補助金利用を考えている場合は、その内容を記入してください。 * 上記に該当しない場合もその旨を記入ください。
<国等の施策等への取組状況> * 該当する場合は、□に「☑」を入れてください。 □ 2050年二酸化炭素排出実質ゼロを表明済の地方公共団体である。 (表明時期： 年 月 日) □ 本補助事業の実施内容が地域再生計画に位置づけられている。(当該計画添付必須) □ 温室効果ガスの排出削減目標を設定し、公表している。 (当該目標が掲載されているウェブページのURLを以下に記載、又は該当資料を添付すること) (URL:) □ デコ活応援団に参画している。(URL:) □ デコ活宣言を実施している。(URL:)
<添付資料> * 事業計画を説明するに当たって必要な書類を添付してください。

注1 記入欄が少ない場合は、本様式を引き伸ばして使用する。

別紙2

地域脱炭素実現に向けた具体施策実装支援事業に要する経費所要額精算調書

1. 経費実績額

(1) 総事業費	(2) 寄付金その他の収入	(3) 差引額 (1) - (2)	(4) 補助対象経費 実支出額	(5) 基準額
円	円	円	円	円
(6) 選定額 (4) と (5) を比較して少ない方の額	(7) 補助基本額 (3) と (6) を比較して少ない方の額	(8) 補助金所要額 (7) × ●/●	(9) 補助金交付決定額	(10) 過不足額 (9) - (8)
円	円	円	円	円

2. 補助対象経費実支出額内訳

経費区分・費目	金 額	積 算 内 訳
(記載例)		
人件費	〇〇〇	
業務費	〇〇〇	
報酬・給料・職員手当	〇〇〇	* 交付規程の別表第2に準拠し記載のこと。
社会保険料	〇〇〇	(うち、消費税 円)
賃金	〇〇〇	【補助対象外経費】計 円
諸謝金	〇〇〇	(主な内訳を記載のこと)
会議費	〇〇〇	
旅費	〇〇〇	
印刷製本費	〇〇〇	
通信運搬費	〇〇〇	
手数料	〇〇〇	
委託料	〇〇〇	
使用料及び賃借料	〇〇〇	
消耗品費		
合 計	円	

注 本調書に、請求書、領収書又は計算書等を添付する。

様式第13（第11条関係）

番 号
年 月 日

一般社団法人地域循環共生社会連携協会
代 表 理 事 岡 本 光 司 殿

補助事業者 住 所
氏名又は名称
代表者の職・氏名

令和8年度二酸化炭素排出抑制対策事業費等補助金
（地域脱炭素実現に向けた具体施策実装支援事業）
年度終了実績報告書

年 月 日付け 第 号で交付決定の通知を受けた令和8年度二酸化炭素排出抑制対策事業費等補助金（地域脱炭素実現に向けた具体施策実装支援事業）の令和8年度における実績について、令和8年度二酸化炭素排出抑制対策事業費等補助金（地域脱炭素実現に向けた具体施策実装支援事業）交付規程第11条第2項の規定に基づき下記のとおり報告します。

記

1 補助金の交付決定額及び交付決定年月日

金 円（ 年 月 日 番号）
（うち消費税及び地方消費税相当額 円）

2 補助事業の実施状況

＊ 交付規程第8条第1項第五号の規定に基づき協会の指示を受けた場合は、翌会計年度に行う補助事業に関する計画を含む。

3 補助金の経費所要額実績

別紙のとおり

4 本件責任者及び担当者の氏名、連絡先等

- （1）責任者の所属部署・職名・氏名
- （2）担当者の所属部署・職名・氏名
- （3）連絡先（電話番号・Eメールアドレス）

別紙

経費所要額実績

(単位：円)

交 付 決 定 の 内 容		年 度 内 遂 行 実 績		(5) 翌年度繰越額
(1) 補助対象経費の 区分	(2) 交付決定額	(3) 補助金受入額	(4) 支払実績額	
合 計				

様式第14（第12条関係）

第 号

令和8年度二酸化炭素排出抑制対策事業費等補助金
（地域脱炭素実現に向けた具体施策実装支援事業）
交付額確定通知書

補助事業者

年 月 日付け 第 号で交付決定した令和8年度二酸化炭素排出抑制対策事業費等補助金（地域脱炭素実現に向けた具体施策実装支援事業）については、年 月 日付けの完了実績報告書に基づき、下記のとおり交付額を確定したので、令和8年度二酸化炭素排出抑制対策事業費等補助金（地域脱炭素実現に向けた具体施策実装支援事業）交付規程（令和 年 月 日付け 第 号。以下「交付規程」という。）第12条第1項の規定により通知する。

記

確 定 額 金 円

年 月 日

一般社団法人地域循環共生社会連携協会
代 表 理 事 岡本 光司

（本件責任者及び担当者の氏名、連絡先等）

- （1）責任者の所属部署・職名・氏名
- （2）担当者の所属部署・職名・氏名
- （3）連絡先（電話番号・Eメールアドレス）

（超過交付額が生じた場合）

なお、超過交付となった金 円については、交付規程第12条第2項及び第3項の規定により年 月 日までに返還することを命ずる。

様式第15（第13条関係）

番 号
年 月 日

一般社団法人地域循環共生社会連携協会
代 表 理 事 岡 本 光 司 殿

補助事業者 住 所
氏名又は名称
代表者の職・氏名

令和8年度二酸化炭素排出抑制対策事業費等補助金
(地域脱炭素実現に向けた具体施策実装支援事業)
精算(概算)払請求書

年 月 日付け 第 号で交付額確定(交付決定)の通知を受けた令和7年度(補正予算)二酸化炭素排出抑制対策事業費等補助金(地域脱炭素実現に向けた具体施策実装支援事業)の精算払(概算払)を受けたいので、令和8年度二酸化炭素排出抑制対策事業費等補助金(地域脱炭素実現に向けた具体施策実装支援事業)交付規程第13条第2項の規定に基づき下記のとおり請求します。

記

1 請求金額 金 円

2 請求金額の内訳
(概算払の場合)

(単位:円)

経費区分	交付決定額 ①	支 出 費 用 状 況			概 算 払 受領済額 ⑤	差 引 請 求 額 ④－⑤
		実績額 ②	見込額 ③	合 計 ④＝②＋③		
計						

(精算払の場合)

(単位:円)

交 付 決 定 額	確 定 額 ①	概算払受領済額 ②	差 引 請 求 額 ①－②

3 振込先の金融機関、その支店名、預金の種別、口座番号及び名義

4 概算払を必要とする理由(概算払の請求をするときに限る。)

5 本件責任者及び担当者の氏名、連絡先等

- (1) 責任者の所属部署・職名・氏名
- (2) 担当者の所属部署・職名・氏名
- (3) 連絡先（電話番号・Eメールアドレス）

注 規程第3条第3項の規定に基づき共同で交付申請した場合は、代表事業者が請求すること。

様式第16 (第15条関係)

番 号
年 月 日

環 境 大 臣 殿

補助事業者 住 所
氏名又は名称
代表者の職・氏名

令和8年度二酸化炭素排出抑制対策事業費等補助金
(地域脱炭素実現に向けた具体施策実装支援事業)
年度事業報告書

年 月 日付け 第 号で交付決定の通知を受けた令和8年度二酸化炭素排出抑制対策事業費等補助金(地域脱炭素実現に向けた具体施策実装支援事業)について、令和8年度二酸化炭素排出抑制対策事業費等補助金(地域脱炭素実現に向けた具体施策実装支援事業)交付規程第16条第1項の規定に基づき下記のとおり報告します。

記

1 補助事業の名称
第〇号事業

2 〇年度における事業の進捗状況について

・第1号事業

(1) 計画策定まで行った施設数: 施設

施設名:

(2) (1)の施設のうち、実際に導入に向けて動きだした施設数: 施設

施設名:

※既に導入に至っている場合は、可能な限り導入手法・導入量も併せて記載してください

(3) (1)の施設のうち、実際の導入を断念した施設数: 施設

施設名:

(4) (3)の施設への導入を断念した理由

・第2号事業の場合

再エネ促進区域の設定等に向けたゾーニング支援事業の成果を活用した取組状況等について記載すること。

3 本件責任者及び担当者の氏名、連絡先等

- (1) 責任者の所属部署・職名・氏名
- (2) 担当者の所属部署・職名・氏名
- (3) 連絡先（電話番号・Eメールアドレス）

注 様式第16は参考書式であり、事務の簡素化の観点から、任意の様式・提出方法を指定する場合がある。

注 交付規程第3条第3項の規定に基づき共同で交付申請した場合は、代表事業者が報告すること。